

裁判員裁判三年後の見直しに関する意見書

2012年8月17日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会

趣旨

裁判員裁判の対象から少年事件をはずすことを求めます。

理由

【1】「科学主義」をまっとうできない

少年法は少年の「健全育成」を目的としており（1条）、家裁の審判および保護処分が大原則である。そして、少年の健全育成のために、科学的に丁寧なアプローチで成育歴等の背景を探る「科学主義」を取っている（9条）。例外手続である検察官送致（20条）に付された場合には、「特別の措置を講ずること」を少年法は要請している（1条）。

刑事裁判の目的は、被告人の基本的人権を保障しつつ事案の真相を明らかにすることにある（刑事訴訟法1条）。特に少年の場合、成長発達権を保障し、事案の真相を明らかにするため、刑事裁判においても「科学主義」を取り入れることが要請されている（少年法50条、刑事訴訟規則277条）。すなわち、成人の刑事裁判は「行為」に着目し事案の解明を図るのに対し、少年の刑事事件は「人」に着目し事案の解明を図るのである。

「処遇」（刑罰か保護処分相当か等）においても、個別少年に適切な処遇を選ぶことが科学主義の本意であり、刑事処分相当として起訴された場合でも、家裁の判断に誤りがあったり、少年の内省が深まった場合等には少年法55条により家裁へ移送する（審判に戻す）制度が設けられている。

しかし、これまで行われてきた少年の裁判員裁判は十分に科学主義が取り入れられておらず、刑事訴訟法・少年法が目指す「事案の真相の解明」にも、少年法が目指す処遇にもなっていない。

【2】少年法の正しい理解を確保できない

2006年、最高裁が職業裁判官と市民との意識の違いを調査した。「殺人事件の被告人が成人であった場合と少年であった場合、どちらを重くするか」との質問に、市民の回答は、少年であることは「軽くする要素」が24.7%、「重くする要素」が25.4%、「同じ」が49.9%であった（職業裁判官の回答は「軽くする要素」が90.7%、「重くする要素」が0であった）。市民と職業裁判官と極端に異なるこの数値は、市民に少年法の十分な理解がなされていないと想像される。

そこで、裁判員が少年法を正しく理解することが、公正な裁判を行う必要条件となるのではないか。

そもそも、少年法に関する「説示」（裁判員法第 66 条 3 項）の徹底が必要であるが、裁判員経験者から「説示は選任時に形式的にしかなされていない」という報告がある。¹

実際に裁判員の記者会見において「少年でも成人でも同じ」という発言が相次いでいる。死刑判決の出た「石巻少年事件」の裁判員からは「少年だからといって罪が軽くなる法律がおかしい」「14 歳だろうが、15 歳だろうが、人の命を奪ったという重い罪には、おとなと同じ刑で判断すべきと思い、そう心がけた」との発言がなされた。この発言から、少年法の説示がなされていないか、誤った説示がなされたことが分かる。このような状況を改善することは当然に必須である。

しかし、少年法の理念や科学主義、少年の可塑性、保護処分と刑罰の違い（特に少年院と少年刑務所の違い）等への理解は、短時間の説示では困難である。相当な時間を確保した研修を要するが、裁判員は公判当日に選任されるので研修自体が不可能である。短期間での裁判という制度上、少年法の正しい理解を確保できない。

【3】「社会記録」の活用が困難

科学主義を貫徹するためには「社会記録」（少年調査票や鑑別結果通知書等）を活用することが極めて重要である。しかし、公開法廷で社会記録を明らかにすることは、少年やその家族等のプライバシーが公にさらされ、また、出生の秘密等、少年自身が知らされていない情報を知ることにもつながり、プライバシー保護・情操保護・成長発達権保障の観点から問題がある（従来、職業裁判官は公開法廷外で読み込み活用してきた）。

この問題は裁判員裁判が開始される直前によく認識され、2008 年 11 月、最高裁司法研修所「司法研究骨子」として、少年法 55 条の問題をあげて社会記録に関して以下のように「整理」した。

「逆送事件を審理する刑事裁判所は、原則として逆送相当と判断した家裁の判断を尊重し、55 条移送ができるのは、当該犯罪行為自体に密接に関連する事情中に保護処分を選択すべき『特段の事情』がある場合に限る」

「『特段の事情』の判断要素は、原則として、通常量刑における考慮要素と同様の要素をもとに判断すれば足りる」

「『特段の事情』の審理に必要な証拠としては、通常は一般の刑事裁判と同様の証拠で判断しうるとして社会記録を証拠化する必要性を否定」

「社会記録が必要になる場合でも、基本的に少年調査票の『調査官の意見』欄で証拠としては足りる。」

【4】で後述するように、上記解釈は誤りである。このような解釈を前提として

¹裁判員経験者の「裁判員制度と周辺環境における提言書」7 項の補足説明では「専門知識ではない刑事裁判の原則などのいわゆるルールは選任時だけでなく、随時わかりやすく説示を行い、時間に追われて基本的なルールが抜け落ちたまま議論が始まることのないように全員への理解を徹底してください。さらに見やすい書面などを評議室に貼り出しておくことより効果的です。統一された説示以外については各裁判官の技量次第であるところが現状です。特に少年事件の場合には、その可塑性を重視した少年法の理念を適切に丁寧に説示する必要がことさらに求められます。」とあり、説示は選任時にしか行われていないことがわかる。

社会記録の証拠化を基本的に否定すること、必要な場合でも「調査官の意見」欄（処遇意見という結論部分）だけで足りるとすることは、少年法 50 条、刑訴規則 277 条さえ否定する暴論である。（しかも、逆送された少年への「調査官の意見」の圧倒的多くは「刑事処分相当」であるから、55 条移送を否定するための材料にしかない。）

実際、裁判員裁判で社会記録が使われた場合でも、ごく一部のみしか使われていない。例えば 2009 年 12 月 4 日判決名古屋地裁では、調査報告書の「結果は重大で刑事処分が相当だ」とする結論部分だけが読み上げられた（判決は求刑通り懲役 5～10 年の不定期刑）。「石巻少年事件」では調査官意見書と鑑別結果報告書総括所見の一部を読んだ時間は約 30 分という短さだった。

傍聴人の前での社会記録の朗読を回避するために「黙読する」という手法もあるが、少年法の科学主義を十分理解しなければ社会記録を読み取ることは困難である。寧ろ、少年の不遇な成育歴やそのために生じた考え方の歪みが、少年院での教育ではなく刑罰を選択する要因になるという誤解すら生じる。「要約文」なども検討されているが、重要な部分が抜け落ちる可能性があり、意味をなさない。

裁判員経験者に対する最高裁アンケートでは、「審理が理解しにくい」率が年々増えており、さらに、審理日数が長く複雑な事案ほど「理解しやすさ」が後退している現状からも、裁判員が社会記録を理解し処遇選択することは困難と言える。

【4】55 条移送の問題

少年法では、刑事裁判になった後でも保護処分への道を開いている。これを「55 条移送」という。少年審判での逆送決定に対して少年側は異議申立することができないため、55 条移送を求める少年刑事裁判は「再審理」「異議審」の役目も果たす。

55 条移送の判断は主に社会記録の活用によってなされる。従来は様々なケースで 55 条移送がなされてきた。

原則逆送制度ができた後も、最高裁判所事務総局家庭局「平成 12 年改正少年法の運用の概況（平成 13 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）」によれば、2001 年 4 月 1 日から 2006 年 3 月 31 日まで、原則逆送事件（全 360 人）で刑事裁判に付された 216 人中、家裁へ移送されたものは 11 人（傷害致死 10 人，強盗致死 1 人）とされている。また、少年審判時 15 歳で逆送された少年 2 人の傷害致死も家裁へ移送されている。

※従来の運用状況

①2000 年少年法「改正」前

最高裁『少年執務資料集（2）下』（1982 年）では、以下の 9 種に分類されて掲載されている。

- a. 重大な犯罪ではないことを主たる理由とするもの（1 ケース）
- b. 犯情が軽いことを主たる理由とするもの（38 ケース）
- c. 犯行後の有利な情状を主たる理由とするもの（15 ケース）
- d. 若年で未成熟であることを主たる理由とするもの（34 ケース）
- e. 審理の結果、重大な起訴事実について刑事責任を問えないことを主たる理由とするもの（3 ケース）

- f. 長期の自由刑を科することが適當ではないことを主たる理由とするもの（10 ケース）
- g. 共犯者の刑・処遇との均衡を主たる理由とするもの（10 ケース）
- h. 非行歴・保護処分歴がないことを主たる理由とするもの（34 ケース）
- i. 不遇な成育歴が犯行の一因であることを考慮したもの（8 ケース）

②2000 年少年法「改正」後

原則逆送制度ができた(2001 年 4 月施行)後でも、以下のとおりである。

第一審判決時少年(20 歳未満)被告人に対して家裁移送決定がなされた人
(各年の司法統計年報刑事事件編から作成)

年	終局 総人 員 (人)	家裁へ 移送 (人)	内 訳										
			傷害 の罪	わいせ つ姦淫 及び重 婚の罪	強盗 致死 傷の 罪	強 盗 の 罪	過失 傷害 の罪	窃 盗 の 罪	恐喝 の罪	略取 及び 誘拐 の罪	道路 交通 法	その 他の 刑法 犯	
2000	157	2	2										
2001	207	5	1	1					1		1	1	
2002	248	9	2	1	3	1	2						
2003	209	10	4	2			2		1				1
2004	259	13	6		3		2		1				1
2005	215	8	2		4		1		1				
2006	176	8			2					1		4	1
2007	185	5		1	1	1	1					1	
2008	180	3	2	1									
2009	141	1	1										
2010	121	0											

しかし、裁判員裁判実施に伴って出された「司法研究骨子」(前記【3】)において、「55 条移送ができるのは、当該犯罪行為自体に密接に関連する事情中に」として、成育歴等の要保護性の中ではなく犯罪事実の中に限定し、しかも「特段の事情の存在」を求めるという解釈は、いままでない見解である。55 条の「保護処分を付するのが相当」とは、「当該裁判所の自由な判断による。要は、刑事処分を付するよりも保護処分を付する方が少年法の趣旨、目的及び刑政の本義にかなうと思料される場合である」(団藤・森田『新版少年法』419 頁)が通説である。実際、最高裁判例は「自由裁量」としている(最高裁判決 1950 年 10 月 10 日)。

原則逆送制度ができたから「家裁の処分を尊重して特段の事情がなければならぬ」という見解はあるが(「司法研究骨子」は更に狭義の解釈)、20 条 2 項但書には「特段の事情」という要件は存在しないし、2000 年「改正」時の国会の議論でも 55

条を活用して保護処分の可能性をさぐる道を確認している。加えて、裁判員裁判に付される少年は、原則逆送事件のみならず強盗致傷等も含まれ、少年事件の裁判員裁判の多数を占めるのが強盗致傷である。

そもそも「犯罪行為自体に密接に関連」したものの中から 55 条を捉えるというのは科学主義を放棄したもので「司法研究骨子」の誤りは明確である。

実際「司法研究骨子」の見解が反映された審理になっている。2011 年 2 月 25 日判決名古屋地裁では、「凶悪性や悪質性を大きく減じる特段の事情はなく、刑務所での刑罰が相当」と判断した。裁判員裁判が開始されて 2 年間は 55 条移送はなく、裁判員裁判で 55 条決定がなされたのは 2011 年 6 月 30 日が初めてである。2012 年 5 月現在に至るまで、4 件（2 件は同一事件）しか行われていない。

【5】少年法の理念の崩壊を推し進めている

【3】【4】で述べたように、「見て聞いて分かる」裁判員裁判実施の名のもとに、最高裁が少年法の理念を骨抜きにする指導（「司法研修骨子」等）を推し進めていること自体が大きな問題である。そして、その影響は、裁判員裁判以外の少年事件の審判・裁判においても強く現れている。²

【6】審理形態自体の問題

刑訴規則 227 条には「懇切を旨とし」とある。また、国連子どもの権利委員会の少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）14-2「手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年の参加と自由な自己表現を可能とするような、理解に満ちた雰囲気の中で行なわれなければならない」としている。

しかし、裁判員裁判では、検察官・弁護士・傍聴人はもとより、裁判官 3 名、正裁判員 6 名及び補充裁判員（最大 6 人）という大勢のおとなに囲まれた審理形態である。更に、被害者参加が加わる事案では、より深刻な事態となる。このような審理形態自体が少年の萎縮を招き、主体的に審理に参加できないものであり、「事案の真相を明らか」にし難いといえる。

【7】結論

上記に挙げた問題から、少年事件を裁判員裁判の対象からはずすことを求める。

²木曾川・長良川事件の少年に対する死刑判決を受けて、「少年であっても死刑は免れないという世の中の考え方は、もはや揺るぎないようにみえる。国民の声を無視し、裁判に『少年法の理念』を持ち出すわけにはいかない」とある刑事裁判官は漏らす、という報道があった（東京新聞 2011 年 3 月 11 日）。こうした明らかに違法な見解を堂々と示す裁判官がいるのは、最高裁の司法研究骨子が大きく影響していると思われる。（これに対し、元東京高裁判事の前田国男・慶応大学法科大学院客員教授は「少年法がある以上、少年であることは有利な事情として考えなければいけない。更生を重くみる少年法の理念を、裁判員にもよく理解してもらわなければ」と強調する、とある。）

【8】国連子どもの権利委員会からの勧告

国連子どもの権利委員会は、2010年6月、第3回日本政府に対する総括所見において、「非職業裁判官制度である裁判員制度は、専門機関である少年〔家庭〕裁判所による、罪を犯した子どもの処遇の障害となっている。」（パラ83）という懸念を示し、「法に抵触した子どもが常に少年司法制度において対応され、専門裁判所以外の裁判所で成人として審理されないことを確保するとともに、このような趣旨で裁判員制度を見直すことを検討すること。」（パラ85（c））と勧告している。

以上